

## 一時預かり支援ボランティア実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）に収容された動物について、譲渡推進のため早期に人や人と暮らす環境に適応させ、更に生活の質の向上を図ることを目的とした、一時的に自宅で動物を預かるボランティア（以下「一時預かり支援ボランティア」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(要件)

第2条 一時預かり支援ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) センター所長の指示のもと、活動を行う者
- (2) 多種多様な考えを受け入れ、川崎市の方針に従う者
- (3) 別表1に定める要件に適合すると認められた者
- (4) 第4条第1項に規定する一時預かり支援ボランティア研修を受講した者

(活動内容)

第3条 一時預かり支援ボランティアは、センターから動物を一時的に預かり、センター所長の指示のもと、適正に飼養管理しながら人や人と暮らす環境に適応させたいうで、センターに返還する活動を行う。

(登録等)

第4条 一時預かり支援ボランティアの登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、一時預かり支援ボランティア登録申請書（第1号様式）をセンター所長に提出し、一時預かり支援ボランティア研修を受講するものとする。

- 2 センター所長は、登録希望者の飼養施設を確認することができる。
- 3 センター所長は、登録希望者及びその飼養施設等について、一時預かり支援ボランティア確認表（別紙1）等を用いて登録の適否を総合的に判断し、適合していると認めたものを登録するものとする。

(動物の選定等)

第5条 センター所長は、一時預かり支援ボランティアに対して、預ける予定の動物の体調や飼養管理の経験、飼養頭数の状況等を考慮し、適切な動物を選定して提示するものとする。

- 2 一時預かり支援ボランティアは、センター所長から提示された動物の一時預かりを希望する場合は、一時預かり書（第2号様式）をセンター所長に提出するものとする。また、物品の貸し出しを希望する者は、一時預かり支援ボランティア物品借用届（第3号様式）をセンター所長に提出するものとする。
- 3 センター所長は、一時預かり支援ボランティアに預けた動物について、一時預かり管理表（第4号様式）で管理するものとする。

(登録の変更・抹消)

第6条 一時預かり支援ボランティアは、一時預かり支援ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに一時預かり支援ボランティア登録申請書記載事項変更届（第5号様式）をセンター所長に提出するものとする。

2 一時預かり支援ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかに一時預かり支援ボランティア登録抹消届（第6号様式）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第7条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

(報告)

第8条 一時預かり支援ボランティアは、一時預かり中の動物の異常等を認めた場合は速やかにセンターに報告するとともに、センターの指示に従うものとする。

2 一時預かり支援ボランティアは、一時預かり中の動物の状況について、預かり開始からセンター所長の指示があった頻度でセンターに報告する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則（令和5年川健動第924号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 一時預かり支援ボランティア実施要綱登録申請書

年 月 日

（宛先）川崎市動物愛護センター所長

一時預かり支援ボランティア実施要綱に基づき、動物の一時飼養を行う一時預かり支援ボランティアの登録を希望しますので、次のとおり申請します。

ふりがな		生年	
氏名		月日	年 月 日
住所		職業	
連絡先	電話番号：	携帯電話：	
	F A X：	e-mail：	
緊急連絡先			
動物の飼養経験	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
現在飼養・管理している犬・猫について	<input type="checkbox"/> 飼養無し <input type="checkbox"/> 飼養有り（犬：屋内 頭／屋外 頭） （猫：屋内 頭／屋外 頭） ・犬の登録の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・狂犬病予防注射の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ワクチン接種等の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・不妊去勢手術の実施 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他の事項		
飼養環境	<input type="checkbox"/> 家を不在にする時間：1日平均（ ）時間		
飼養可能頭数			
飼養可能時期・条件など			
資格など			
備考			

## 添付資料

- 動物が飼養可能であることを証明する書類の写し（借家、集合住宅のみ）
- 動物を飼養する施設の平面図

(宛先) 川崎市動物愛護センター所長

同 意 書

私は、一時預かり支援ボランティアとして以下のことに同意します。

1. 本ボランティアの活動の趣旨を理解し、センター職員の指示に従います。不明な点があれば職員に聞いて明確にします。
2. 活動中に知り得た情報については、取扱いに注意し、当該ボランティア登録終了の有無に関わらず、これを報道関係者等を含め第三者に漏らしません。
3. 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守します。
4. 動物の飼養施設の調査に同意いたします。
5. 猫の場合は完全屋内飼養します。
6. センターが貸与する物品また提供する消耗品以外の物品については全額自己負担します。
7. 預かった動物の健康状態が悪くなる前に、兆候を見かけたらすぐにセンターに連絡します。
8. 緊急的に動物医療機関へ相談・受診する場合、費用は全額自己負担となることに同意します。
9. 動物に病気、行動その他の問題があった場合、あるいは、その動物により問題が起きた場合には、川崎市に対してその責任を一切問いません。
10. 一時預かりを受けた動物を利用して営利を目的とした行為を行いません。
11. ボランティア間の協調に努め、誠実、礼儀、思いやりを持って行動します。
12. 他のボランティアを誹謗中傷する行為は厳に慎みます。
13. 本ボランティア活動中に事故等が起きた場合は、速やかにセンター職員へ報告します。
14. 本ボランティア活動中に、撮影記録した写真や動画を、後日公開や広報の目的で使用する場があることについて、承諾します。
15. その他、本ボランティア活動を通じて生じた盗難・紛失等の事故や損害について、動物愛護センターに一切の責任を問いません。
16. 預かった動物については、センター所長の指示の元、指定された期日に必ず返還します。
17. センター長の判断により動物の一時預かりを中止とした際には従います。

年 月 日

氏 名

---

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

一時預かり書

（宛先）川崎市動物愛護センター所長

住 所

氏 名

電話番号

表に提示された動物の一時預かりを希望します。

預かった動物は一時的に自宅で人と暮らす環境に適応できるよう、預かる期間中は適正に飼養管理を行い、期間終了後速やかにセンターへ返還を行います。

また、以下のことを遵守します。

- 1 感染症予防対策を確実に実施します。
- 2 動物の体調が悪化した場合などは速やかにセンターに連絡します。
- 3 万一事故等があった時には、川崎市に対して責任を一切問いません。
- 4 預ける期間についてはセンター所長の指示に従います。

管理 No	動物名	性別	年齢	備考

預ける期間 年 月 日 ～ 年 月 日





一時預かり支援ボランティア登録申請書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）川崎市動物愛護センター所長

住所

氏名

電話 ( )

次のとおり、登録申請書記載事項が変更になりましたので、一時預かり支援ボランティア実施要綱第6条第1項に基づき届け出ます。

変更年月日	年 月 日
変更事項等 (○で囲んで ください。)	1 住 所 / 電話番号 2 氏 名 3 そ の 他
変 更 前	
変 更 後	
備考	

一時預かり支援ボランティア登録抹消届

年 月 日

（宛先）川崎市動物愛護センター所長

住所

氏名

電話 （ ）

次のとおり、登録について抹消したいので、一時預かり支援ボランティア実施要綱第6条第2項に基づき届け出ます。

抹消年月日	年 月 日
抹消理由	
備考	

(別表1)

一時預かり支援ボランティアの要件

1	川崎市内又は川崎市近郊に在住する成人であること。
2	集合住宅又は賃貸の場合、動物の飼養が規約等で認められていること。
3	ボランティア活動について、同居の家族全員の同意が得られていること。ただし、一人暮らしの場合は除く。
4	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守すること。
5	動物をならす方法や、飼養方法、健康管理に関して、センターの指導に従うこと。
6	動物の飼養管理を行う施設の調査に同意すること。
7	すでに動物を飼養している場合、先住動物と隔離できるスペースがあること。猫の場合は完全屋内飼養すること。
8	ボランティアを行う上で、センターが貸与する物品または提供する消耗品以外の物品については、全額自己負担できること。
9	動物の健康状態が悪くなる前に、兆候を見かけたらずちにセンターに連絡すること。
10	動物の健康状態が悪くなった場合、センターに返還することができる。緊急的に動物医療機関へ相談・受診する場合、費用は全額自己負担とすること。
11	動物に病気、行動その他の問題があった場合、あるいは、その動物により問題が起きた場合、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
12	一時預かりを受けた動物を利用して営利を目的とした行為を行わないこと。
13	一時預かりの期間は原則最長6か月間までとし、期間を過ぎた場合センターに返還すること。
14	要件に適合していないことが明らかになった場合、センター長の判断により預かりを中止とした際には従うこと。

## 一時預かり支援ボランティア確認表(別紙1)

1 ご自宅はペットの飼育が可能な住宅ですか

飼育可能 (  集合住宅の場合規約の写しの提出 )       飼育不可能

2 家族構成(年齢)を教えてください

( \_\_\_\_\_ )

3 ご家族全員の同意は得ていますか

はい       いいえ

(ただし、一人暮らしの場合は必要ありません。)

4 ご家族にアレルギーの方はいませんか

いない       いる

5 毎日の基本的な行動、自宅を留守にする時間を教えてください。(順化に時間が確保されているか)

( \_\_\_\_\_ )

6 動物の世話をするのは本人のみですか

本人のみ

家族が手伝うこともあり得る → 順化の方法等を本人から家族に伝達講習すること

7 現在動物を飼育されていますか

はい ( 犬                      ・ 猫                      ・ その他                      )

→ 犬やその他の動物からもノミ・ダニ・カビ等が動物に感染する可能性があることを指導すること

犬の場合、ノミ・ダニの予防を行っているか

している(頻度等 \_\_\_\_\_ )       していない

いいえ

8 現在飼養されている動物についてお聞きます。

●匹数、年齢、性別を詳しくお教えてください。

[ \_\_\_\_\_ ]

●犬においては登録されていますか。

はい       いいえ

●犬においては狂犬病予防注射を実施されていますか。

はい ( 最終注射日時 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 )       いいえ

●猫においては完全屋内飼いですか。

はい       たまに外に出してしまう       家の外と中を自由に行き来している

●不妊去勢手術をしていますか。  している  していない

●猫においては猫エイズ(FIV)、猫白血病(FeLV)の検査をしていますか。

・猫エイズ(FIV)  陰性  陽性  検査していない

・猫白血病(FeLV)  陰性  陽性  検査していない

●混合ワクチンを打っていますか。

打っている( 3種 ・ 4種 ・ 5種 ・ 7種 )  打っていない

最終接種日( 年 月 )

●ノミ・ダニの予防を行っていますか。

行っている(種類: 頻度: )

行っていない

●目ヤニ、鼻水、下痢などの症状は出ていませんか。また、他に気にある症状等がありますか。

全く出ていない

少し出ている(症状: )

治療中( )

その他の症状( )

●飼育猫が猫エイズ(FIV)陽性の場合、もしくは陰性だとしても目ヤニや鼻水などの症状が少しでも出ている場合、手洗いの徹底、食器等の区別、預かり成猫と別の部屋にするなどの措置をとることはできますか。

はい  いいえ

9 今までに、人になれていない成猫(野良猫等)を育てた経験はありますか

はい(具体的に: )

いいえ

10 預かる動物の飼育予定場所はどこですか。

・主な飼育場所 ( )

・暖房器具  有( )  なし

・他の飼育動物との隔離  可能  不可能

11 ボランティアをされるにあたって、不安なことや知りたいこと等

[ ]

○成犬の飼育にご用意いただくもの

- キャリー(貸与も可)
- サークル(貸与も可)
- 消毒用塩素
- 食器(貸与も可)
- 首輪(貸与も可)
- リード(貸与も可)
- ハーネス(貸与も可)
- おもちゃ(貸与も可)
- ブラシ
- トイレトレー(動物により)

●成犬の性質によっては貸与するもの

- 皮手袋

○成猫の飼育にご用意いただくもの

- キャリー(貸与も可)
- 2段以上のケージ等(貸与も可)
- 消毒用塩素
- 食器
- 成猫用トイレ(プラスチック容器等)
- おもちゃ(貸与も可)
- ハンモック(貸与も可)

●成猫の性質によっては貸与するもの

- 皮手袋